国の制度、仕事の仕組みがわからない？

春の行政相談強調週間 5月21日～27日

5月21日(月)から27日(日)までは春の行政相談強調週間です。行政相談とは、国の仕事に関する苦情や意見・要望をお聞きして、解決を促進したり、今後の行政に役立てようと行うものです。

「国の仕事について苦情・意見・要望があるが、どこに相談してよいかわからない」「苦情に対する対応に納得できない」「国の制度、仕事の仕組みがわからない」など、困ったときはぜひご利用ください。

市の窓口

市民相談室で 毎月第4火曜日

相談窓口は次のとおりです。

○市役所市民相談室（相談日は毎月第4火曜日、午前9時から正午まで）

○総務省神奈川行政評価事務所（横浜市中区山下町37―9行政苦情110番、☎045・681・1100）

市内在住委員へは電話または自宅で

また、市には総務大臣から委嘱された2人の行政相談委員がおり、電話または自宅で相談に応じます。お気軽にご連絡ください（委員の自宅での相談を希望される方は、事前に電話連絡をお願いします）。

○香川寿雄氏（かがわ・としお）＝河原口799（☎232・5627）

○加藤沙彌子氏（かとう・さやこ）＝杉久保1865―18（☎238・2294）。

問　広報広聴課（内390）。

困ったときは、ぜひご利用ください

ゴミゼロ社会へ⑤

資源分別回収（1）

12年度缶類655ﾄﾝ　びん類1134ﾄﾝ

市では、平成3年から缶、びん類の分別回収を始めて、ごみの減量化・資源化を図っています。

缶類は、飲み物などの缶やなべなどの金物を、びん類は、飲み物などのびんを回収しています。平成12年度は、缶類655ﾄﾝ、びん類1134ﾄﾝを回収することができました。しかし最近はペットボトルへの移行が進んだこともあり、回収量は減少傾向にあります。

回収後は、中間処理施設に運搬し、缶類についてはアルミ缶とスチール缶に分けてそれぞれプレスします。金物類はそのまま鉄再生業者に搬入しています。またびん類については、リターナブルびん（※1）はそのまま業者に搬入、その他は色別にカレット（※2）にして、容器包装リサイクル法（※3）に基づいて再生処理しています。

（※1）リターナブルびん…ビール、酒、酢のびんなど、洗浄などを行えば何回も使用できるびん

（※2）カレット…1回しか使えないびんを細かく砕いたもの

（※3）容器包装リサイクル法…市町村、市民、事業者がそれぞれの役割分担を明確にして、容器包装廃棄物の再商品化を進めるために定められた法律

燃えないごみ！ 板ガラスや化粧品のびん注意を

●こんな物も「缶・びんの日」

缶・びん類の回収日には、次の物についても回収します。

○なべなどの金物類

○アルミ製の皿、アルミサッシ

○ガステーブル

○包丁、はさみなど

○ねじ、くぎ、チェーンなど

○クリーニング店のスチールハンガー

●どんなものにリサイクル？

缶類は、主に建築資材の丸棒などに加工されています。びん類については、リターナブルびんは洗浄などを行った後、再利用されます。カレットは、公園や歩道の舗装用ブロックなどに使用されています。

●注意していただきたいこと

缶・びん類を回収所に出すときには次の点に注意してください。

①びん類は、飲み物などのびん以外は回収できません。板ガラスや化粧品のびんなどは、燃えないごみとして出してください。

②中をよく洗って出してください。

③包丁などは、刃を新聞などで包み、中身がわかるようにマジックなどではっきり書いて出してください。

問　資源対策課（内544）。

気軽にご相談を

障害福祉相談員

県から3氏に委嘱

障害をお持ちの方が地域で、より安定した生活を送ることができるように、市には県から委嘱された「障害福祉相談員」が3人います。

いろいろ相談したいが市役所には行きづらい、もっと気軽に相談したいと思っている方は、身近な相談員へぜひ、ご連絡ください。

■海老名市の障害福祉相談員の方です■

氏名	住所	電話番号	備考
細谷（ほそたに）久美子（くみこ）	国分寺台1-14-3	231・1396	＊元肢体不自由児者父母の会会長
田畑（たばた）ふみ子（こ）	国分寺台4-5-27	233・2243	＊身体障害者伸生会会長
小久保（こくぼ）恭子（やすこ）	国分北4-5-12	232・5406	＊手をつなぐ育成会会長

問　障害福祉課（内452）。

●生ごみ処理器購入費補助受付

市では、家庭から出る生ごみの減量化の一環として、生ごみ処理器を購入する方へ、購入費用の一部を補助しています。（補助の内容は左表のとおり）

対象は、コンポスト、ＥＭ容器と電動式の3種類で、先着順に受け付けます。お早めにお申し込みください。

☆申請は、容器購入前に行ってください。事前に購入した場合は補助できませんので、ご注意ください。

申問　電話または直接、資源対策課（内548）へ。

対象処理器	コンポスト（屋外設置型生ごみ処理器） ＥＭ容器（屋内設置型生ごみ処理器）	電動式生ごみ処理器
補助を受けられる人	市内に住所があり、居住している人で、処理器を維持管理できる人 海老名市市税条例による市税及び清掃手数料を滞納していない人	
補助を受けられる台数	屋外型・屋内型合わせて1世帯2台まで。すでに2台の補助を受けている方は申し込みできません。ただし、破損等した場合は申し込みできます。	1世帯1台
補助額	1台につき、購入価格の3分の2以内（100円未満は切り捨て）で、3,000円を限度	購入価格の2分の1以内（100円未満は切り捨て）で、30,000円を限度
受付台数	60台	200台
申込方法	電話または直接資源対策課へ	
その他	・メーカー、機種の指定はありません ・購入後、職員が生ごみ処理器の設置の確認に伺います	

●自動交付機 6月2日休止します

市役所ロビーに設置の住民票・印鑑登録証明書の自動交付機は電源設備点検のため6月2日(土)は使用できません。

問　市民課（内411）。

「広報えびな縮刷版・第5集」を発刊

市では、「広報えびな縮刷版・第5集」を発刊しました。

これは、平成7年4月1日から平成12年3月15日までの5年間に発行した「広報えびな」（578号～697号）を収録したものです。

本書はＡ4判、本文990ページ。市内各公共施設で閲覧できるほか、市役所地下売店で販売も行っています（1冊2900円）。市のこれまでの歩みをたどる資料として、ぜひご活用ください。

また、創刊号（昭和31年12月18日発行）から256号を収録の第1集（定価1冊2950円）▽第2集　257号～376号（3600円）▽第3集　377号～457号（5400円）▽第4集　458号～577号（4600円）についても、同所で販売していますので、併せてご利用ください。

問　広報広聴課（内271）。